

東京農工大学国際交流会館規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (事務) 第16条 会館に関する事務は、<u>学務部国際交流課</u>において行う。</p>	<p>本則 (事務) 第16条 会館に関する事務は、<u>学務課国際交流室</u>において行う。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。